

平成20年度少子化社会対策関係予算のポイント

平成20年度少子化社会対策関係予算のポイント(概要)

○平成20年度少子化社会対策関係予算案の総額は1兆5,714億円(前年度比3.5%増)

○平成19年12月にとりまとめた「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」、並びに「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の内容を反映

※()内はH19予算額

(1) 子育て支援策

I 新生児・乳幼児期(妊娠・出産から乳幼児期まで)

- ①産科・小児科医療の確保等母子保健医療の充実 278億円(256億円)
 - ・産科医療機関への財政的支援、周産期医療体制の整備
 - ・産科医療補償制度創設後における一定の支援等、医療リスクに対する支援体制整備の準備
 - ・小児救急支援事業、小児救急拠点病院の休日夜間における診療体制の確保や小児救急電話相談事業など小児救急医療体制の確保等
- ②生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の推進
- ③子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の機能強化
 - ②、③は、次世代育成支援対策交付金(375億円)の内数

II 未就学期(小学校入学前まで)

- ④地域における子育て支援拠点の拡充 101億円(84億円)
 - ・平成20年度では、およそ7,000か所の整備を図る。 ※6,138か所(H19)→7,025か所(H20)
- ⑤待機児童ゼロ作戦の推進や多様な保育サービスの提供など保育サービスの充実 3,905億円(3,716億円)
 - ・保育所の受入れ児童数の拡大、延長保育等の保護者のニーズに応じた保育サービスの推進、地域の保育資源(事業所内託児施設)を活用した取組、家庭的保育事業(保育ママ)の充実
- ⑥事業所内託児施設の設置・運営等に対する支援の推進 40億円(23億円)
- ⑦子どもの事故防止対策の推進 1.2億円(1.5億円)
- ⑧就学前教育費負担の軽減 192億円(185億円)

III 小学生期

- ⑨全小学校区における「放課後子どもプラン」の推進
 - 放課後子ども教室 78億円(68億円)、放課後児童クラブ 187億円(158億円)
 - ・放課後子ども教室は平成20年度は全国15,000か所の小学校区、放課後児童クラブは必要なすべての小学校区(20,000か所)において実施。
- ⑩地域における家庭教育支援基盤形成の促進 12億円(新規)
- ⑪学校や登下校時の安全対策 17億円(17億円)

IV 中学生・高校生・大学生期

- ⑫奨学金の充実 1,309億円(1,224億円)
 - ・121.9万人(前年度比7.5万人増)の学生等に奨学金の貸与

V 特に支援を必要とする家庭の子育て支援

- ⑬社会的養護体制の拡充 799億円(776億円)
- ⑭子どもの心の診療拠点病院の整備 48億円の内数(新規)
- ⑮発達障害等支援・特別支援教育の総合的な推進 5億円(新規)
- ⑯発達障害教育情報センターによる情報提供 運営費交付金(12億円)の内数(新規)

(2) 働き方の改革による仕事と生活の調和の実現

- ①仕事と生活の調和の実現に向けた社会的機運の醸成 10億円(新規)
 - ・業界トップクラス企業による先進的モデル事業の展開 2億円(新規)
 - ・労使、地方公共団体、有識者等による「仕事と生活の調和推進会議」を都道府県ごとに設置 8.3億円(新規)
- ②仕事と生活の調和の実現のための企業の取組の促進 15億円(16億円)
 - ・労働時間等の設定の改善に向けた職場意識の改善に積極的に取り組む中小企業事業主に対する新たな助成措置の創設
- ③パートタイム労働者の均衡待遇確保と短時間正社員制度の導入促進 10億円(8.8億円)
- ④マザーズハローワーク事業の拠点の拡充と機能の強化 19億円(20億円)
- ⑤フリーター常用雇用化プラン等の推進や、若者等のチャレンジ支援等 333億円の内数
- ⑥テレワークの普及促進 1.4億円(1.1億円)
- ⑦働き方の見直しを含む官民一体子育て支援推進運動 0.4億円(0.5億円)

(3) 社会全体の意識改革のための国民運動の推進

- 少子化社会対策の総合的な推進 2.6億円(2.4億円)
 - ・仕事と生活の調和を推進するための取組と従業員意識に関する調査、少子化対策における利用者満足度調査に関する調査研究
 - ・家族・地域のきずなを再生する国民運動の展開 等

(4) 地域における少子化対策の推進

- 地域における少子化対策の推進体制の充実 地方財政措置
 - ・少子化対策推進のため、各地方公共団体(特に市町村)に少子化対策推進本部や少子化対策の総合窓口を設置するなど、全国ベースで体制整備を促進

(5) その他の重要な施策

- 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の策定に伴う税制上の所要の措置
- 社会的養護体制の見直しに関する児童福祉法等の改正に伴う税制上の所要の措置
- 周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する分娩施設に係る特例措置の創設
- 事業所内託児施設に係る法人税の優遇措置
- 家族用住宅・三世同居・近居の支援
- 自然や人とのふれあいによる豊かな人間性の育成

平成20年度少子化社会対策関係予算案のポイント

1. 平成20年度予算案の総額 1兆5,714億円

※ 計数については、整理上、変動がありうる。

- 歳出・歳入一体改革の厳しい歳出削減が求められる中、少子化社会対策関係予算については、平成19年度(1兆5,176億円)と比べて538億円(約3.5%)の増。
- 19年12月、「仕事と生活の調和(ワークライフバランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」、並びに「子どもと家族を応援する日本」重点戦略をとりまとめ。
- これらの内容を20年度予算案に反映させるとともに、重点戦略において先行して取り組むべき課題とされた、家庭的保育や一時預かり等の制度化、企業や自治体の次世代育成支援行動計画の策定及び取組の一層の推進等について制度改正の検討を進めるとともに、費用分担等を含む包括的な次世代育成支援の枠組みの具体的な制度設計については、税制改正の動向を踏まえつつ、引き続き議論。

2. 予算案のポイント

※ () 内は平成19年度予算額

[1]子育て支援策

I 妊娠・出産・乳幼児期

①産科・小児科医療の確保等母子保健医療の充実【厚生労働省】

278億円(256億円)

- ・産科医療機関が減少している現状にかんがみ、産科医療機関への財政的支援を行うとともに周産期医療体制の整備を進める。
- ・産科医療補償制度創設後における一定の支援等、医療リスクに対する支援体制の整備のための準備を図る。
- ・小児救急支援事業、小児救急拠点病院の休日夜間における診療体制の確保や小児救急電話相談事業など小児救急医療体制の確保に取り組む。
- ・健やかな妊娠・出産等をサポートする先駆的な取組を推進する。
- ・様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、子どもの心の診療拠点病院の整備を図る。

②生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の推進【厚生労働省】

次世代育成支援対策交付金(375億円)の内数

- ・生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う「生後4か月までの全戸訪問事業」(こんにちは赤ちゃん事業)の全国展開に向け、推進を図る。

③子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の機能強化

【厚生労働省】次世代育成支援対策交付金(375億円)の内数

- ・ 市町村において、関係機関が連携し児童虐待等の対応を図る「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)の機能強化を図るため、コーディネーターの研修やネットワーク構成員の専門性強化を図るための取組を支援する。

II 未就学期

④地域における子育て支援拠点の拡充【厚生労働省】 101億円(84億円)

- ・ 地域における子育て支援拠点について、身近な場所への設置を促進する。
すべての中学校区での実施を目指し、平成20年度では、およそ7,000か所の整備を図る。
※ 6,138か所(19年度) → 7,025か所(20年度)

⑤待機児童ゼロ作戦の推進や多様な保育サービスの提供など保育サービスの充実【厚生労働省】 3,905億円(3,716億円)

- ・ 保育所の受入れ児童数を拡大する。
- ・ 延長保育、病児・病後児保育、一時保育、特定保育等、保護者のニーズに応じた保育サービスを推進する。
- ・ 地域の保育資源(事業所内託児施設)を活用した取組を進める。
- ・ 家庭的保育事業(保育ママ)の充実を図る。

⑥事業所内託児施設の設置・運営等に対する支援の推進【厚生労働省】 40億円(23億円)

- ・ 従業員のために事業所内託児施設を設置、運営又は増築等を行う事業主に対する助成措置の対象企業数を拡充する。

⑦子どもの事故防止対策の推進【経済産業省】 1.2億円(1.5億円)

- ・ 子どもの事故の未然防止に向けて、病院や保護者等から事故情報の収集を行い、有識者による分析等を実施(安全知識循環型社会構築事業)。また、子どもの安全の向上や健やかな成長につながる製品や活動を表彰(19年度からキッズデザイン賞表彰開始)。

⑧就学前教育費負担の軽減【文部科学省】 192億円(185億円)

- ・ 幼稚園に通う園児の保護者に対する経済的負担の軽減等を目的とした「幼稚園就園奨励費補助」について、第2子以降の優遇措置に係る適用条件の一層の緩和等を図る。

III 小学生期

⑨全小学校区における「放課後子どもプラン」の推進

放課後子ども教室【文部科学省】 78億円(68億円)
放課後児童クラブ【厚生労働省】 187億円(158億円)

- ・ 各市町村において、放課後子ども教室と放課後児童クラブを一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」を着実に推進し、原則としてすべての小学校区で放課後等の子どもの安全で健やかな活動場所を確保する。
※ 放課後子ども教室は、平成20年度は全国15,000か所の小学校区において実施
※ 放課後児童クラブは、必要なすべての小学校区において実施(20,000か所)

⑩地域における家庭教育支援基盤形成の促進【文部科学省】 12億円（新規）

- ・ 身近な地域において子育てサポーターリーダー等で構成する「家庭教育支援チーム」を創設し、情報や学習機会の提供、相談体制の充実をはじめとするきめ細かな家庭教育支援を行うことにより、家庭教育支援基盤の形成を促進する。

⑪学校や登下校時の安全対策【文部科学省】 17億円(17億円)

IV 中学生、高校生、大学生期

⑫奨学金事業の充実【文部科学省】 1,309億円（1,224億円）

- ・ 大学等における無利子及び有利子奨学金の貸与人員の増員等により、121.9万人(前年度比7.5万人増)の学生等に奨学金の貸与

(参考) 事業費総額 9,305億円（8,503億円）

V 特に支援を必要とする家庭の子育て支援

⑬社会的養護体制の拡充【厚生労働省】 799億円（776億円）

- ・ 社会的養護体制の見直しの一環として、里親手当・里親支援体制の充実、児童養護施設等における小規模ケアの推進や看護師の配置など施設ケアの充実を図るとともに、施設を退所した児童等の就業・生活支援などを行うことにより地域生活を支援するモデル事業を実施する。

⑭子どもの心の診療拠点病院の整備【厚生労働省】 48億円の内数(新規)

- ・ 様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、子どもの心の診療拠点病院の整備を図る(再掲)。

⑮発達障害等支援・特別支援教育の総合的な推進【文部科学省】 5億円(新規)

- ・ 発達障害を含む全ての障害のある幼児児童生徒の支援のため、医師や大学教員等の外部専門家による巡回指導、各種教員研修、厚生労働省との連携による一貫した支援を行うモデル地域の指定などを実施。

⑯発達障害教育情報センターによる情報提供【文部科学省】
運営費交付金(12億円)の内数(新規)

- ・ 発達障害児の教育的支援のために、外部専門家や教材等の情報提供を行うとともに、教員研修用講義コンテンツの配信、先端技術やICTを活用した支援機器の使用に関する研究等を行うセンターを独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に設置する。

[2]働き方の改革による仕事と生活の調和の実現

①仕事と生活の調和の実現に向けた社会的機運の醸成【厚生労働省】10億円

- ・ 業界トップクラス企業による先進的モデル事業の展開 2億円(新規)
「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」の議論を踏まえ、我が国を代表する社会的影響力のある企業(業界トップクラス企業)を選定し、企業自らが作成したアクションプログラムに基づく仕事と生活の調和の実現のための取組を支援し、取組実績の周知等を行う。
- ・ 「仕事と生活の調和推進会議」の開催を通じた地域ごとの取組の推進 8.3億円(新規)
労使、地方公共団体、有識者等による「仕事と生活の調和推進会議」を都道府県ごとに設置し、地域の特性を踏まえた提言の策定・公表及び仕事と生活の調和に取り組む企業の好事例の収集・情報提供等の支援を行う。

②仕事と生活の調和の実現のための企業の取組の促進【厚生労働省】

15億円(16億円)

- ・ 労働時間等の設定の改善に向けた職場意識の改善に積極的に取り組む中小企業事業主に対する新たな助成措置を創設する。

③パートタイム労働者の均衡待遇確保と短時間正社員制度の導入促進

【厚生労働省】10億円(8.8億円)

- ・ 改正パートタイム労働法に基づく均衡待遇確保を図るため、均衡待遇推進コンサルタントの配置を通じた事業主へのアドバイス、先進事例の収集・提供や助成金の支給による事業主支援の充実
- ・ 短時間正社員制度の導入促進

④マザーズハローワーク事業の拠点の拡充と機能の強化【厚生労働省】

19億円(20億円)

⑤フリーター常用雇用化プラン等の推進や、若者等のチャレンジ支援等

【厚生労働省】333億円の内数

- ・ 年長フリーターに対する常用就職支援等の実施
- ・ 地域若者サポートステーションの発展・強化
- ・ 「若者自立塾」事業の推進

⑥テレワークの普及促進【厚生労働省】

1.4億円(1億円)

- ・ テレワークの普及促進を図るため、セミナーを開催するとともに、テレワーク相談センターを拡充し、相談体制を整備
- ・ テレワークを含めた在宅就業者の適正化を推進するため、在宅就業の実態把握を行い、必要な施策を検討

⑦働き方の見直しを含む官民一体子育て支援推進運動【内閣府】

0.4億円(0.5億円)

- ・ 企業における子育て支援や働き方の見直しについて職場の意識改革を図る官民が一体となった国民運動を推進

[3]社会全体の意識改革のための国民運動の推進

○少子化社会対策の総合的な推進【内閣府】 2.6億円（2.4億円）

- ・ 仕事と生活の調和を推進するための取組と従業員意識に関する調査、少子化対策における利用者満足度調査に関する調査研究
- ・ 家族・地域のきずなを再生する国民運動の展開
※「官民一体子育て支援推進運動」(再掲)を含む

[4]地域における少子化対策の推進

○地域における少子化対策の推進体制の充実【内閣府、厚生労働省】
地方財政措置

- ・ 少子化対策推進のため、各地方公共団体(特に市町村)に少子化対策推進本部や少子化対策の総合窓口を設置するなど、全国ベースで体制整備を促進

[5]その他の重要な施策

○「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の策定に伴う税制上の所要の措置【厚生労働省】

○社会的養護体制の見直しに関する児童福祉法等の改正に伴う税制上の所要の措置【厚生労働省】

○周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する分娩施設に係る特例措置の創設【厚生労働省】

○事業所内託児施設に係る法人税の優遇措置【内閣府、経済産業省】

- ・ 企業が設置する事業所内託児施設に対して、一定の要件に該当する場合に、割増償却を行う制度を平成19年度より継続実施

○家族用住宅・三世帯同居・近居の支援【国土交通省】

- ・ 地域優良賃貸住宅制度において、子育て世帯等に適した住宅確保の支援として、整備費助成等により良質な賃貸住宅の供給を促進
- ・ 子供の成長等に応じ間取り変更等が可能な耐久性・可変性に優れた住宅の取得を支援するため、住宅金融支援機構の行う証券化支援事業の枠組みを活用し金利引き下げする優良住宅取得支援制度を実施

○自然や人とのふれあいによる豊かな人間性の育成

- ・ 農山漁村における農林漁業体験活動や自然体験活動を行う機会の提供
【総務省、文部科学省、農林水産省】
- ・ こどもエコクラブを通じた、身近な地域社会での自主的な環境活動を行う機会の提供
【環境省】

社会保障国民会議(第1回)資料

社会保障国民会議(第1回)

平成 20 年 1 月 29 日(火)
17 時 15 分～18 時 15 分
官邸大会議室

議事次第

1. 開会
2. 内閣総理大臣挨拶
3. 議事
 - (1) 意見交換
 - (2) 今後の検討体制について
 - (3) 今後のスケジュールについて
4. 閉会

社会保障国民会議の開催について

平成20年1月25日
閣議決定

1. 趣旨

将来にわたって国民に信頼される社会保障制度に裏打ちされた、すべての人が安心して暮らし、本当の意味での豊かさを実感できる社会をつくっていくために取り組んでいくことが必要であるという観点から、有識者の参加を得つつ、社会保障のあるべき姿と、その中で、政府にどのような役割を期待し、どのような負担を分かち合うかを、国民が具体的に思い描くことができるような議論を行うため、社会保障国民会議（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 会議は、有識者により構成し、内閣総理大臣が開催する。
- (2) 会議の座長は、互選により決定する。
- (3) 会議は、必要に応じ、関係大臣その他関係者の出席を求めることができる。

3. 分科会

会議は、必要に応じ、分科会を開催することができる。分科会の構成員は、座長が指名する。

4. その他

会議の庶務は、内閣官房において処理する。

社会保障国民会議 名簿

大森 彌	NPO法人地域々政策ネットワーク代表理事、東京大学名誉教授
奥田 碩	トヨタ自動車株式会社取締役相談役
小田與之彦	社団法人日本青年会議所会頭
唐澤 祥人	社団法人日本医師会会長
神田 敏子	全国消費者団体連絡会事務局長
権丈 善一	慶應義塾大学商学部教授
塩川正十郎	東洋大学総長
清家 篤	慶應義塾大学商学部教授
高木 剛	日本労働組合総連合会会長
竹中 ナミ	社会福祉法人プロップ・ステーション理事長
中田 清	社団法人全国老人福祉施設協議会副会長
樋口 恵子	NPO法人高齢社会をよくする女性の会理事長
南 砂	読売新聞東京本社編集委員
山田 啓二	京都府知事
吉川 洋	東京大学大学院経済学研究科教授

社会保障国民会議運営要領

1. 会議は、非公開とする。
2. 事務局は、会議における審議の内容等を、会議終了後、遅滞なく、適切と認める方法により、公表する。
3. 事務局が、審議の内容等を公表する際は、会議において配付された資料も原則として併せて公表する。
4. 会議の議事要旨については、これを速やかに作成し、公表する。